

事業所税の軽減措置 (課税標準の特例)について

那覇市

はじめに

(1)事業所税とは

事業所税とは、都市環境の整備及び改善に関する事業に必要な費用に充てるための目的税であり、事務所または事業所において法人または個人の行う事業に対し、課税されます。

事業所床面積(資産割)及び従業者給与総額(従業者割)を課税標準(税額を算定するための基準)とし、それにそれぞれの税率をかけて、算出します。

なお、沖縄県内の課税団体は、那覇市のみとなっています。

軽減措置(課税標準の特例)について

(1) 課税標準の特例とは

地方税法の規定により、事業所税の課税標準(税額を算定するための基準)となるべき事業所床面積又は従業者給与総額を一定割合で軽減する措置(控除)のことをいいます。

(2) 沖縄振興特別措置法に規定する施設における課税標準の特例について

ア 対象施設

- ① 観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設 ※1**
- ② 情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の施設**

③ 産業イノベーション促進地域において設置される製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の施設 ※2

④ 国際物流拠点産業集積地域において設置される国際物流拠点産業の施設

※1 スポーツ又はレクリエーション施設(水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場等)、教養文化施設(植物園、水族館、文化紹介対象施設等)、休養施設(展望施設、温泉保有施設等)などの家屋又は構築物

※2 機械修理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業等の事業に係る施設

イ 取得要件

- ① 建物等の取得価格合計額が 1 億円を超えるもの、機械・装置及び器具・備品の取得価格合計額が 1,000 万円を超えるもの等、施設毎に取得要件あり**
- ② 令和7年3月 31 日までに新設されたもの**

ウ 控除割合と適用期間

控除割合 当該施設に係る事業所床面積の 2 分の 1 を控除

適用期間 当該施設(事業所)が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで

詳しくは那覇市役所資産税課 事業所税担当までお問い合わせください。